

令和2年5月22日

保育所・認定こども園等の保護者の皆様へ

木津川市教育部こども宝課

### 保育所等登園自粛要請の解除等について

本市では、新型コロナウイルス感染拡大防止、予防の観点から4月17日（金）～5月31日（日）までの間、登園の自粛の要請をしておりましたが、「緊急事態宣言」の終了に伴い、6月1日（月）より登園自粛を解除いたします。

保護者の皆様には多大なるご協力をいただき、誠にありがとうございました。

自粛につきましては解除となりますが、まだ完全終息には時間がかかることが想定されます。引き続きのご理解、ご協力をお願いいたします。

#### 【保護者の皆様へのお願い】

- ①子どもが集団で生活することは、感染リスクが伴うことをご理解ください。
- ②子どもの体調が悪い場合は、保育所等の利用を控えてください。
  - ※保育所等の登園前に、子ども本人、家族の体温を計測し、発熱等の風邪症状が見られる時は、保育所等の利用を控えていただき、かかりつけ医の診断を受けてください。
  - ※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、保育所等でも体温を計測し、発熱等の風邪症状が見られる子どもについては、お迎えをお願いします。
  - ※過去に発熱等が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとします。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き、当該子ども並びにご家族の健康状態に注意してください。
- ③園児やご家族について、「感染が確認された」、あるいは「濃厚接触者として特定された」場合には、必ず利用施設にご連絡いただきますようお願いいたします。

#### 登園自粛要請期間中の保育料・利用料等について

登園を控えた日数に応じて、保育料（0・1・2歳児）を日割り計算により還付します。民間認定こども園の還付方法等については、各園にお問い合わせください。

また、公立保育所をご利用の方の副食費（3・4・5歳児）についても同様の取扱いとします。認定こども園をご利用の方の給食費につきましては、園での実費徴収となりますので、各園にお問い合わせください。